

天草市介護職員研修受講支援事業補助金

この事業は、本市における高齢者福祉・介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所の人材確保によるサービスの安定供給に資するため、初任者研修を受講し、かつ、市内のサービス事業所に就業する者に対し、研修に要した費用の支援を行うものです。

お気軽に
ご相談
ください

補助対象者

◎介護職員初任者研修を修了し、かつ次のいずれにも該当する者

- ①市内に住所を有する。
- ②市税を滞納していない。
- ③研修修了後、1年以内に介護職員、生活支援員等として市内のサービス事業所に就職（非常勤も含む）した者。学生については、在学している学校の卒業後1年以内。
- ④研修修了後、介護職員、生活支援員等として継続して3か月以上就業していること。
- ⑤就業の開始日が、申請日前となる場合は、修了証明書の発行日以降で就業要件を満たすこと。
- ⑥研修費用に対し、他の補助や助成を受けていないこと。

対象サービス事業所

老人福祉法・介護保険法及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービス事業所

補助金の限度額

5万円



問い合わせ・ご相談は

TEL. **24-8806(直通)**

天草市 高齢者支援課
介護給付係